

平成 31 年 度  
(令和元年度)  
事 業 計 画

社会福祉法人 福岡県母子福祉協会

本 部

1. 平成31年度 事業計画  
(令和元年度)

## 1. 平成31年度 事業計画

### (1) 概況

社会福祉法の改正に基づいて、平成29年度より定款改正、評議員会の設置、公益的な取組着手、財務基盤の強化、事業運営の透明性向上、経営組織のガバナンス強化を図ってきたところである。平成31年度においては、働き方改革関連法への対処を含め次のとおり重点事項に取り組んでいく。

経営組織のガバナンス強化については、職員の処遇改善（給与・手当等を含む）や施設運営の重要事項について定期的に理事会・評議員会へ報告していく。

地域における公益的な取組は、百道寮の「ふくおかライフレスキュー事業」を充実していくほか、緊急一時保護事業（県・市）や地域子育て支援拠点事業など地域のニーズにあった事業に取り組んでいく。

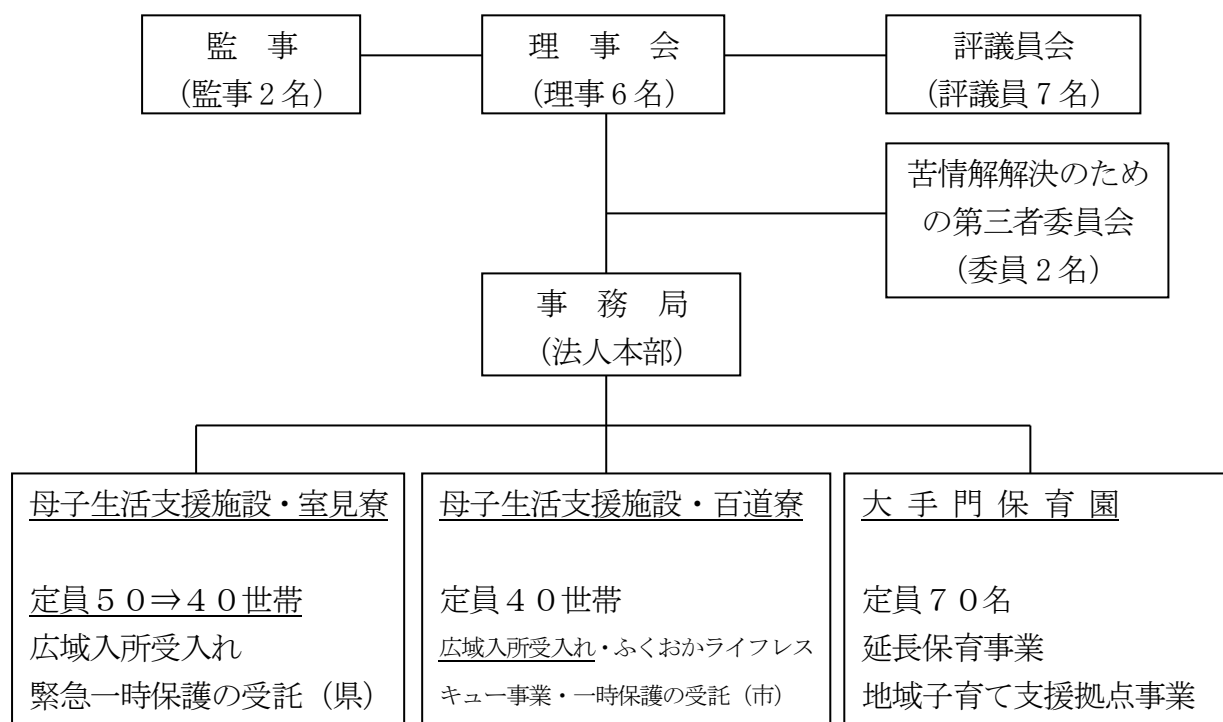
働き方改革に関し、長時間労働の是正、勤務時間の把握、年5日以上の子次休暇取得等については就業規則等を改正し、法令順守に向けてしっかりと取り組んでいく。また同一労働・同一賃金についてはプロジェクトチームを立ち上げ検討を進めていく。

母子生活支援施設の入所者対策については、昨年の百道寮の定員改定（45世帯→40世帯）に続き室見寮の定員改定（50世帯⇒40世帯）を実施するとともに百道寮の広域受入れを開始していく。

昨年導入した人事考課制度は職員の育成、公平公正な処遇等の観点から充実強化を図っていく。

施設・設備については大手門保育園・室見寮の改修工事が終了し大きな山は越えたが、平成31年度も引き続き老朽箇所・水回り等について計画的に改修をすすめていく。

### (2) 法人の組織（H31.4.1）



### (3) 基本方針

法人の基本理念である「安心して生活できる場と子育て支援」に基づき、利用者の質的变化と福祉サービスの多様化を的確にとらえ、施設に暮らし若しくは施設を利用する人が、心身ともに健やかに育成されるよう、その自立を促進しながら、児童福祉の向上に努めていく。

### (4) 事業活動

#### ① 諸会議の開催

理事会等を次のとおり開催する。また必要に応じ臨時の理事会を開催する。

平成 31 年 4 月	苦情解決に関する第三者委員への報告会
2019 年 5 月	監事監査 理事会 (決算・事業報告等)
2019 年 6 月	定時評議員会 (理事・監事の選任、決算承認等) 理事会 (理事長・業務執行理事の選任)
2019 年 11 月	理事会 (補正予算等)
2020 年 1 月	理事会 (規程等の改正、補正予算等)
2020 年 3 月	理事会 (予算・事業計画、補正予算等)

#### ② 地域における公益的な取り組み

法改正により法人の責務とされた「地域における公益的な取組」は、百道寮の「ふくおかライフレスキュー事業」を充実するとともに、緊急一時保護事業（県・市）や地域子育て支援拠点事業など地域のニーズにあった事業に取り組んでいく。

#### ③ 人事考課制度の推進

昨年導入の人事考課制度は、公平・公正な人事管理制度の構築や職員の資質・能力の向上を図り、働き甲斐のある職場環境づくりを目指していく。

{ 施設長は業務執行計画書を職員と作成し、達成度を自己評価のうえ理事長面接を実施する。職員は目標管理シートを作成し、業務振り返りシート作成後に施設長面接を実施する。職員と対話していく中で人事考課制度の充実を図っていく。 }

#### ④ 職員研修の実施

職員の資質向上と人権意識の向上、倫理観の保持を図るため、人権研修、個人情報保護及びハラスメント防止に関する研修を実施する。また、昨年に引き続き自主研究発表会を3施設合同研修として年1回開催していく。

#### ⑤ 同一労働・同一賃金

働き方改革関連法に関する同一労働・同一賃金に関しては、法人内にプロジェクトチームを立ち上げ、非常勤職員の処遇改善の観点から検討していく。